

委任状

(宛先) 豊中市長

令和 4 年 4 月 1 日

(委任者) 住 所 豊中市 中桜塚 3 — 1 — 1

氏 名 豊中 太郎
〈自 署〉

私は、下記の者を代理人に定め、下記事項に関する権限を委任します。

記

(代理人) 住 所 大阪市 住之江区 南港北 1 — 14 — 16

氏 名 大阪 一郎

連絡先 06-6858-2741

(委任事項)

租税特別措置法第35条に規定する被相続人居住用家屋等確認申請書の申請にかかる一切の権限。

以上

- ・委任状は、委任者が自署してください。
- ・パソコン等で作成する場合でも、委任者の氏名は本人が自署してください。
自署できない場合は押印してください。
- ・消せるペンや鉛筆で記入されている場合は受付できません。
- ・ご不明な点がございましたら、事前にお問い合わせください。
- ・代理人が別の人に委任する場合（実際に窓口に来られる方が代理人と異なる場合等）は、復代理人への委任状が必要になります。